

防火管理の徹底

— あなたの行動が『命・財産』を守ります —



広島市消防局

Hiroshima city fire services bureau

目次



01 防火管理とは？



02 知らないうちに
消防法違反？



03 万が一の火災に備えて



01 防火管理とは？

目次



防火管理とは？

■ 防火管理とは？

防火管理とは火災の発生を防ぎ、被害を最小限にとどめるために必要な安全対策を定め、それに基づき、日常の火気の管理や消防用設備等の管理、万が一の火災に備えた訓練などを行うものです。

■ 基本精神

過去の火災を見ると、火気管理の不適・初期対応の失敗等から火災が拡大し、尊い人命や財産が失われた事例があります。

防火管理は他人事ではありません。

防火管理の基本精神は・・・

「自分の建物・事業所は自分で守る！」



防火管理とは？

■ 防火管理者とは？

防火管理とはすべての建物に共通することですが、一定規模以上の建物には、その業務の徹底のために、「**防火管理者（防火管理業務の推進責任者）**」を置くことが義務付けられています。

この「**防火管理者（防火管理業務の推進責任者）**」は、非常に重要な役割であるからこそ、

防火管理に関する知識（資格） を持ち

かつ

管理又は監督的な地位 にある方

でなければならないとされています。



防火管理とは？

■ 防火管理者の責務

防火管理者には次のような責務があります。

- 防火管理に係る消防計画の作成・届出
- 消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備等の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人員の管理 など

「すべてできているか」 今一度確認してみましょう。

目
次



02 知らないうちに
消防法違反？



知らないうちに消防法違反？

■ 知らなかった！！は通じません。

消防法とは、多くの犠牲者を出した数々の火災を教訓として、同じような悲劇を繰り返さないよう、最低限守らなければならない法律です。

消防法に違反するということは、火災により命を落とす危険性が高まるということ。そのため、消防法に違反すると・・・

行政処分の対象に

消防法に基づく命令（使用停止等）や罰則（罰金等）を受ける場合があります。

違反建物として公表

消防用設備等の未設置など消防法令に関する重大な違反が確認された場合には、「建物名」や「違反内容」等を公表する場合があります。



知らないうちに消防法違反？

■ あなたの建物（事業所）は大丈夫ですか？

主なチェック項目（ソフト面）

- 防火管理者はいますか？
- 消防用設備等は適切に維持管理されていますか？
- 火気の周囲に、可燃物はありませんか？
- 通路・階段等の周囲に、障害物はありませんか？
- 危険物等の取扱い数量・種類に変更はありませんか？



知らないうちに消防法違反？

防火管理者の未選任

- 人事異動等により、未選任となっていませんか？
- 用途変更・収容人員の増加等により、防火管理者が必要な建物となっていませんか？



- 防火管理に関する知識（資格）を持ち、かつ管理又は監督的な地位の方の中から防火管理者を選任し、消防署へ届け出ましょう。
- 消防計画の作成・変更も忘れずに！



知らないうちに消防法違反？

消防用設備等の維持管理

- 定期的な点検・報告はしていますか？
- 障害物が操作等の支障となっていませんか？

(例：屋内消火栓の扉の前に障害物、誘導灯が広告で隠れている など)



- 年に2回（機器点検6月ごと・総合点検1年ごと）点検し、特定防火対象物の場合は1年、非特定防火対象物の場合は3年毎に消防署へ報告しましょう。
- 操作の支障となっている障害物は直ちに移動させましょう。



知らないうちに消防法違反？

火気の管理

- 定期的な清掃はしていますか？
- 周囲に可燃物はありませんか？



- コンロ等の周囲をはじめ、排気ダクト等も清掃しましょう。
- 火気器具等の周囲の可燃物は直ちに移動させましょう。
- たばこの不始末にも要注意！（灰皿は水をため、定期的に交換を！）



知らないうちに消防法違反？

避難施設の管理

- 通路・階段に避難の障害となる物品が存置されていませんか？
- 防火戸・防火シャッターは正常に閉鎖しますか？



- 避難の障害・防火戸等の閉鎖の障害となっている物品は直ちに移動させましょう。
- 物置等により開口部（窓等）が塞がれている場合は直ちに移動させましょう。



知らないうちに消防法違反？

危険物等の管理

- 一定数量以上の危険物等を無許可（未届）で保管・取扱いしていませんか？
- 許可（届出）時から数量等の変更はありませんか？



- 保管・取扱いしている危険物等の種類・数量を確認するとともに、必要に応じて消防署へ相談しましょう。
- 数量等に変更がある場合は、消防署へ連絡しましょう。



知らないうちに消防法違反？

■ あなたの建物（事業所）は大丈夫ですか？

主なチェック項目（ハード面）

- 使用形態（用途）に変更はありませんか？
- 面積の増加や構造の変更はありませんか？
- 区画・間仕切りに変更はありませんか？
- 収容人員に変更はありませんか？



知らないうちに消防法違反？

新たな消防用設備等が必要に・・・

【例1】 「事業所」から「飲食店」へ使用形態（用途）を変更

『**自動火災報知設備**』が必要に

【例2】 倉庫部分を増築し、面積が増加

『**屋内消火栓設備**』が必要に

【例3】 テナントの入居に伴い、建物内の間仕切りを変更

『**自動火災報知設備の感知器等**』が必要に



知らないうちに消防法違反？

そうならないためにも・・・

- 使用形態（用途）
- 面積・構造（増築・接続等）
- 区画・間仕切り
- 収容人員 等

これらの変更を検討している場合は、

計画段階で所轄消防署へご相談を！！

※『防火対象物使用開始届出書（条例55条）』の届出が必要となります。



知らないうちに消防法違反？

■ 相談窓口等

建物所在地	相談窓口
中区	広島市中消防署 予防課 (082-546-3476)
東区	広島市東消防署 予防課 (082-263-8402)
南区	広島市南消防署 予防課 (082-261-5181)
西区	広島市西消防署 予防課 (082-232-0381)
安佐南区	広島市安佐南消防署 予防課 (082-877-4101)
安佐北区・安芸太田町 廿日市市吉和地区	広島市安佐北消防署 予防課 (082-814-4795)
安芸区・海田町 坂町・熊野町	広島市安芸消防署 予防課 (082-822-4349)
佐伯区	広島市佐伯消防署 予防課 (082-921-2236)

目次



03 万が一の火災に備えて



万が一の火災に備えて

■ 消防訓練を実施しましょう！

火災が発生した場合、不安や焦り等から、正常な判断力が失われることがあります。

いざという時に最適な自衛消防活動ができるよう繰り返し訓練を行い、防火管理体制の充実・強化に努めてください。

消防訓練の詳細は右の2次元コード

又は

広島市 自衛消防訓練

検索



自衛消防訓練の疑問を解決します!!



最後までご覧いただきありがとうございました

Thank you for your attention

